

独立行政法人労働政策研究・研修機構の情報開示の実施方法に関する定め

(平成 15 年 10 月 1 日施行)

(令和 6 年 4 月 1 日改正)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）の情報開示の実施方法を定める。

(文書又は図画の開示の実施方法)

第 1 条 機構における文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ以下の各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 3 条に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第 15 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第 1 号イに定めるもの）
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 1 番（以下「A1 判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- 四 スライド（第 4 条に規定する場合におけるものを除く。次項第 4 号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 3 条に該当するものを除く。） 次に掲げる方法。ただしハに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。
- イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格 A 列 3 番（以下「A3 判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの（口に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により A1 判若しくは日本産業規格 A 列 2 番（以下「A2 判」という。）の用紙に複写したもの（口に掲げる方法に該当するものを除く。）。又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
- ロ 当該文書又は図画を複写機によりカラーで複写したもの

- ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条第 3 号ホにおいて同じ）に複写したもの
- ニ マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番（以下「A4 判」という。）の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1 判、A2 判又は A3 判の用紙に印刷したもの
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- 四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

（電磁的記録の開示の実施方法）

第 2 条 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第 15 条第 2 項で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 録音テープ（第 4 条に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付
- 二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- 三 電磁的記録（前 2 号、次号又は次条に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - イ 当該電磁的記録を A3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録を A3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）
 - ニ 当該電磁的記録を A3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- 四 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - イ 前号イからハマまでに掲げる方法
 - ロ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格 X6103、X6104 又は X6105 に適合する長さ 731.52 メートルのものに限る。）に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X 6123、X 6132 若しくは X 6135 又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895 若しくは 15307 に適合するものに限る。）に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X 6141 若しくは X 6142 又は国際規格 15757 に適合するものに限る。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X 6127、X 6129、X 6130 又は X 6137 に適合するものに限る。）に複写したものの交付

（映画フィルムの開示の実施方法）

第 3 条 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

（スライド等の開示の実施方法）

第 4 条 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

附則

この定めは平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この定めは令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この定めによる改正後の規定は、施行日以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。